

平成 29 年度「小林輝之助記念奨学金」応募要領

この奨学金は故小林輝之助氏(昭和 15 年東京商科大学専門部卒)のご令室からの寄付に基づき、学業等に優れ、かつ経済的理由による修学困難な者に対し、奨学援助を行うことを目的として平成 24 年度より「小林輝之助記念奨学金」制度が設けられました。

対象

学業、人物ともに優秀であり経済的理由により修学が困難な**日本国籍を有する学部学生**を対象とします。ただし、給付型の奨学金を受給している学生は対象としません。

給付額

月額5万円を標準修業年限終了まで支給します。(返還を要しない「給付型」です。)

ただし、次期年度は「生活状況報告書」と成績証明書により、継続審査を行います。(自動継続ではありません)

採用人数

4人

申請手続

申請希望者は「学内選考用奨学金申請書」に必要書類を添付の上、**4月21日(金)**までに学生支援課に提出してください。

なお、収入に関する証明書類はコピーでも構いません。

採用時期

5月下旬頃となります。なお、非採用者には連絡いたしません。

選考方法

支給希望者のうち「一橋大学学部奨学生推薦要項」等に基づき、所定の審査を経た上で学生委員会にて選考を行います。

採用手続

採用された者は6月中旬に開催される奨学生証書授与式に出席していただき、奨学生証書をお渡ししますが、詳細は日時等、決定次第お知らせいたします。また、この際に、すみやかに振込口座届出等、所定の手続きを行います。採用者は必ず、奨学生証書授与式に出席してください。

交付

所定の手続きが完了した後、届出のあった口座に振込まれます。また採用決定後、(指定した期間内)に(所定の手続き)をしない場合は、辞退したものとして奨学金の給付を取り消すことがあります。

廃止等

奨学生が休学した場合は奨学金を停止します。また、奨学生が次のいずれかに該当すると委員長認めるときは、奨学金の給付を廃止します。

ア 退学または除籍となったとき

イ 疾病などのため学業の見込がないと認められるとき

ウ 学業成績(留年や前年度の GPA が所属学部の学年平均未満の場合)または素行が不良となったとき

エ 停学、その他の処分を受けたとき

オ その他、奨学生として適当でないと思われるとき

報告

奨学金受給者は奨学金受給終了後、その使途についての奨学金生活状況報告書を速やかに学生支援課に提出する必要があります。

注意…「オデッセイコミュニケーションズ奨学金」、「中村忠記念奨学金」も申請できますが、併給することはできません。日本学生支援機構奨学金等の貸与奨学金との併給は認めません。

【本奨学金に関する問い合わせ先】

学生支援課 奨学事業係(西キャンパス本館 1 階)

Tel: 042-580-8139